株式会社アシロ

定　　款

2016年4月18日　　設立
2016年10月31日　　変更
2017年9月30日　　変更
2018年4月30日　　変更
2018年11月30日　　変更
2019年1月30日　　変更
2019年4月3日　　変更
2019年4月4日　　変更
2019年10月31日　　変更
2021年3月30日　　変更
2023年1月30日　　変更

株式会社アシロ　定款

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社アシロと称し、英文ではASIRO Inc.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

（１）インターネット上のウェブサイトの管理・運営

（２）広告代理業

（３）経営・広告コンサルタント業

（４）少額短期保険代理業

（５）損害保険代理業

（６）有料職業紹介事業

（７）ソフトウェア販売業

（８）国内外の会社の株式又は出資を取得し、所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理

（９）前各号に付帯関連する一切の業務

（本店所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関）

第４条　当会社は株主総会、取締役のほか、次の機関をおく。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、24,000,000株とする。

（自己株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の

株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集時期）

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

（招集権者及び議長）

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会の決議）

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議事録）

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（議決権の代理行使）

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２ 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（株主総会参考書類等の電子提供措置等）

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２ 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第４章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 19 条 当会社の取締役は、１０名以内とする。

（取締役の選任）

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

２ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 21 条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条 取締役会は、取締役の中から１名以上の代表取締役を選定する。

２ 取締役会は、代表取締役の中から取締役社長を選定する。

３ 取締役会は、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２ 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会議事録）

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 30 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

（監査役の選任）

第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会議事録）

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第 38 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 39 条 当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 40 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　計算

（事業年度）

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年 11 月１日から翌年 10 月末日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 43 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第 44 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 4 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）

第 45 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

（附則）

第１条　2022 年９月１日から６か月を経過した日、もしくは同年９月１日から６か月以内に開催する最後の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日まで、次の定めを有するものとする。

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

２　本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

株式会社アシロ

代表取締役　中山　博登